

# 令和5年度いじめ防止基本方針

朝霞市立朝霞第六小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

本校児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（『いじめ防止対策推進法』より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級にも起こりうる、誰もが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先にし、早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

- 「心のアンケート」実施後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 相談箱を設置し、教育相談の充実に努める。

### (4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対して

- 道徳の授業を中心に情報モラル教育の充実に努める。

## 4 いじめ早期発見のための取組

### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、こども未来課、保健センター、教育委員会、中学校、子ども相談室、さわやか相談室などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

### (2) 毎月「心のアンケート」の実施

毎月第1週目に「心のアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに児童と直接話をして、思いを汲み取る。

### (3) ノート・日記指導

休み時間や給食、清掃時の児童の様子や個人ノート、日記などから交友関係や悩みを把握する。

## 5 いじめに対する早期対応

○いじめの相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

○いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合  
(『いじめ防止対策推進法』より)

### (2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。